

## 【資料 2】貸出サブグループからの報告内容

- 第 22 回検討委員会（2021 年 4 月 27 日）において、議長から、秩序ある LIBOR 移行に資するため、本邦タフレガシーに関する検討に関し、貸出サブグループ、債券サブグループにおいて、具体的な検討が開始される予定にあることが報告され、メンバー間で共有された。
- その後、貸出サブグループでは、円 LIBOR を参照し、日本法に準拠する貸出契約を対象に、その特性を踏まえ、①タフレガシーとしてシンセティック円 LIBOR の利用を検討し得ると考えられる契約についての考え方、および、②シンセティック円 LIBOR を適用する場合の留意事項等について、意見照会を行うなど、必要な検討を行ってきた。
- 貸出サブグループとしては、本検討の目的と意義を以下のとおりと考えている。
  - 検討委員会としては、引き続き、幅広い市場参加者に対して、本邦移行計画に沿った LIBOR 移行対応を積極的に進めるように促すことが重要である。
  - 他方で、真に移行が困難な既存契約（タフレガシー）に対しては、セーフティネットとしてシンセティック円 LIBOR を利用することが考えられる。
  - 但し、シンセティック円 LIBOR は、公表期間が 1 年間に限定され、また、従来のパネル LIBOR を参照する契約とは経済価値が変わり得ることや指標の同質性が維持されないことから、当事者間の係争が生じるリスクに留意すべきとされる。
  - このため、検討委員会として、個々の契約当事者が、タフレガシーとしてシンセティック円 LIBOR の利用を検討し得る契約を特定するための考え方や、タフレガシーに対してシンセティック円 LIBOR の利用を検討する際の留意事項等を整理のうえ、幅広く市場参加者の間で共有することは、本邦の秩序ある LIBOR 移行にとって有益と考えられる。
- これらの点については、債券サブグループと協議のうえ、両グループの検討が同様の目的と意義にあることを確認した。
- メンバー間でコンセンサスを得たポイントは、以下のとおり。今後、検討委員会として、市中協議に付したうえで、最終的な取り纏めを行い、市場関係者の理解を促していくことを要望したい。

### (1) タフレガシーとしてシンセティック円 LIBOR の利用を検討し得る契約

- ✓ タフレガシーとしてシンセティック円 LIBOR の利用を検討し得る契約を特定するための考え方を、以下のとおり整理する。

## イ) 基本的な考え方

- 貸出契約は、基本的に契約当事者の特定が容易であり、契約の変更等に関する交渉を行うことが可能と考えられる。こうした貸出契約の特性や円 LIBOR 公表停止までの時限性を踏まえ、以下の契約は、タフレガシーに該当すると考えられる。

金融機関からの説明を受け、円 LIBOR からの移行に向けて契約当事者間で誠実に協議を実施したうえでもなお、2021 年末までに事前移行または頑健なフォールバック条項の導入に関する合意ができなかった場合<sup>1,2</sup>。

## ロ) 契約当事者間の協議

- 上記の協議に当たっては、契約当事者間<sup>3</sup>において、特に以下の点に留意すべきである<sup>4</sup>。

貸し手：コンダクト・リスクが生じないよう、誠実かつ丁寧に顧客対応を行うこと。  
借り手：市場慣行等を踏まえ、金融機関からの説明や契約交渉に誠実に応じること。

- 貸し手から借り手に対しては、以下の内容等について説明すべきである<sup>5</sup>。但し、その際、銀行法上の「優越的地位の濫用」に該当する可能性があることに配慮すべきである。

- ・ LIBOR 公表停止に関する概要、公表停止によるリスクと影響。
- ・ 事前移行における代替金利指標の選択肢、およびフォールバックに関して日本円金利指標に関する検討委員会の市中協議で推奨・提示された代替金利指標（フォールバック・レート）およびスプレッド調整手法のうち各選択肢を採用する理由やメリット・デメリット等<sup>6</sup>。
- ・ 事前移行・フォールバック条項導入に対する同意の有無によって今後の取引に影響がない旨。
- ・ 公表停止までに事前移行または頑健なフォールバック条項の導入を行わない場合、依るべき金利指標がなくなることから、利払いが滞るリスク。

<sup>1</sup> シンジケート・ローンは、エージェントと参加行で対応方針を決定し、当該方針について参加行と借り手との間で協議を実施したうえでも、合意できなかった場合。

<sup>2</sup> 2021 年 12 月末までに合意できない（または合意できる見込みがない）場合、シンセティック円 LIBOR の利用を回避する観点から、次回の金利更改日まで協議を継続することは妨げられない。なお、合意できない場合、例えば、2021 年 12 月末以降に到来する金利更改日より利払いが滞るリスク等に留意が必要である。

<sup>3</sup> 特に、シンジケート・ローンは多数当事者が存在するが、合意が求められる「契約当事者」の範囲は個々の契約書の定めにより異なる。

<sup>4</sup> 運用商品として利用されている仕組みローンについては、借り手である証券会社や信託銀行等がコンダクト・リスクに配慮し、主体的な対応が求められるケースがある。

<sup>5</sup> 具体的な説明内容は、顧客の理解度や金融機関の準備状況等により変動し得るものであり、実務上の留意事項（利払額の決定時期変更の有無や、会計・税務上の留意点等）についても、必要に応じて説明することも考えられる。

<sup>6</sup> 後継金利の水準など、定量面についての説明も考えられる。

## ハ) タフレガシーとしてシンセティック円 LIBOR の利用を検討し得る契約の特定

- 契約当事者は、上記イ)、ロ)に基づき、タフレガシーとしてシンセティック円 LIBOR の利用を検討し得る契約を特定し、一つの選択肢として、シンセティック円 LIBOR の利用を検討する<sup>7</sup>。2021 年 12 月末以降にシンセティック円 LIBOR を利用するか否かは、個々の契約当事者が契約内容や契約当事者の意向、また、下記(2)の留意事項等を踏まえて判断する<sup>8</sup>。

## (2) シンセティック円 LIBOR を利用する際の留意事項等

- ✓ シンセティック円 LIBOR を利用する際に契約当事者が留意すべき事項等について、以下のとおり整理する。
  - シンセティック円 LIBOR の利用に際しては、留意すべきリスクがある。特に、公表期間が1年間に限定され、また、従来のパネル LIBOR を参照する契約とは経済価値が変わり得ることや指標の同質性が維持されないことから当事者間の係争が生じるリスクに留意すべきである。
  - 契約当事者が、シンセティック円 LIBOR を利用する際には、係争リスクを軽減する観点から、以下の内容について、当事者間で予め認識を共有すべきである<sup>9</sup>。

- ・ 現行の円 LIBOR (パネル LIBOR) に代わり、シンセティック円 LIBOR を適用すること。
- ・ パネル LIBOR の公表停止後の初回金利更改日から適用すること。
- ・ シンセティック円 LIBOR は、パネル LIBOR とは算出方法が異なるため、契約の経済価値が変わり得ること。
- ・ シンセティック円 LIBOR の公表は「2022 年 1 月～12 月」の 1 年間に限定される見通し。2023 年以降に満期を迎える契約 (2023 年以降に金利更改日がないものは除く) については、1 年以内に金利変更等について再度誠実に協議に応じ、代替指標等について合意する必要があること。

—— 但し、認識の共有を行った場合でも、係争リスクは残存する。従って、2022 年 1 月以降、可能な限り早期に、シンセティック円 LIBOR から後継金利への移行を行うことが望ましい。

- 加えて、係争リスク軽減のためには、シンセティック円 LIBOR の利用を試みる契約当事者自身が、係争リスクを軽減するた

<sup>7</sup> 金融当局は、必要に応じてシンセティック円 LIBOR の利用状況や顧客対応状況につき確認する考えを示している。

<sup>8</sup> 本検討は、本検討により示された「タフレガシー」の考え方に該当しない契約について、シンセティック円 LIBOR の利用を禁止するものではない。

<sup>9</sup> 但し、金融機関は、銀行法上の「優越的地位の濫用」に該当する可能性があることに十分配慮すべきである。また、金融機関は、シンセティック円 LIBOR の利用について金融当局等に対して説明できるよう、事前移行またはフォールバック条項の導入について合意することができなかつた経緯や、契約当事者間で認識を共有した事項や追加的に実施したリスク軽減策等について、協議の証跡などを残しておくことが望ましい。

めの方法<sup>10</sup>について、弁護士等に相談する等したうえで、これに基づいた対応を採る必要がある。なお、こうした対応の証跡を残すことが係争リスクの軽減に資すると考えられる。

- その他の留意点として、シンセティック円 LIBOR 利用に伴うヘッジ会計上・税務上の対応についての検討も進められることが望ましい。
  
- 市中協議に際しては、上記のリスク等も踏まえ、引き続き、2021 年末までに可能な限り早期に移行対応を進めることが適切であることを前提としつつも、以下の事項について、広く市場参加者の意見を聴取することが考えられる。
  - 今後、移行対応に不可避な遅延が生じ得る潜在的なリスクや不確実性は残ることを踏まえ、移行対応を進めることが顧客保護や金融市場・金融システムの健全性の確保の観点から不相当であるといった特別な事情があるか。
  - シンセティック円 LIBOR を利用する際の認識の共有の意義、共有の内容や方策について、過不足があるか。

以 上

---

<sup>10</sup> 例えば、貸し手においては、a. シンセティック円 LIBOR を代替金利として適用すること、b. パネル LIBOR の公表停止後の初回金利更改日から適用することについて、一例として覚書等（それに準じるもの）の書面にて認識を共有した証跡を残す方策等が考えられる。